

令和7年度

豊島区健全化判断比率審査意見書

令和8年9月

豊島区監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づいて審査に付された令和7年度豊島区健全化判断比率について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

令和8年9月4日

豊島区監査委員	小	沼	博	靖
同	鈴	木	利	治
同	戸	塚	留	名
同	有	里	真	穂

目 次

	ページ
第1 審査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2 審査の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3 審査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第4 審査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 健全化判断比率の状況・・・・・・・・・・	2
第5 意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
〈参考データ〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

【注 記】

- 1 万円単位で示した金額は、それぞれ単位未満を切り捨てた。
- 2 比率及び増減率について
 - (1) 法令の規定に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率（単年度）については、小数点以下第3位を切り捨てた。
 - (2) 同様に、実質公債費比率（3か年平均値）及び将来負担比率については、小数点以下第2位を切り捨てた。
 - (3) その他の増減率については、小数点以下第2位を四捨五入した。

健全化判断比率審査意見

第 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、豊島区長から審査に付された令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和 8 年 8 月 1 2 日から令和 8 年 9 月 4 日まで

第 3 審査の方法

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率が正確に算定され、かつその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として、算定の検証、算定基礎資料の内容確認及び関係部課からの事情聴取等により、審査を実施した。

第 4 審査の結果

1 総括

審査に付された関係書類を照合した結果、表示された計数に誤りがなく、かつ健全化判断比率は関係法令等に基づき正確に算定されていることが認められた。

また、算定の基礎となる資料については、適正に作成されていることを確認した。

令和 7 年度健全化判断比率は、下表のとおりである。

（単位：％）

健全化判断比率	令和 7 年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	11.25	20.00
②連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
③実質公債費比率	△0.2	25.0	35.0
④将来負担比率	—	350.0	

注 1) ①②は実質収支が黒字のため、また④は将来負担比率がマイナスのため、「—」と表記する。

③実質公債費比率がマイナスの場合は、「△」と表示する。

注 2) 早期健全化基準及び財政再生基準は、法令の定めによる。

2 健全化判断比率の状況

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、資金不足の大きさを示す指標である。

令和7年度は△3.80%で、前年度と比較するとマイナス幅が0.49ポイント良化した。

早期健全化基準の11.25%を大幅に下回っており、適正な水準の範囲内にある。

(2) 連結実質赤字比率

一般会計等に、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計及び介護保険事業会計を加えた全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、全会計を連結した資金不足の大きさを示す指標である。

令和7年度は△5.42%で、前年度と比較するとマイナス幅が0.71ポイント縮小した。

早期健全化基準の16.25%を大幅に下回っており、適正な水準の範囲内にある。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が義務的に支出しなければならない公債費や公債費に準じた経費（一部事務組合等地方債への負担金や土地開発公社用地買収費分割償還金等）の標準財政規模に対する比率で、直近3か年の平均値である。

令和7年度は△0.2%で、前年度と比較するとマイナス幅が0.6ポイント縮小した。早期健全化基準の25.0%を大幅に下回っており、適正な水準の範囲内にある。

単年度の実質公債費比率

(単位：%)

年度	4年度	5年度	6年度	7年度	報告値 (3か年平均)
6	△1.28	△1.35	0.03		△0.8
7		△1.35	0.03	0.50	△0.2

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、今後償還することとなる地方債の残高や第三セクターなどの負債、全職員を対象とした退職手当見込額など将来見込まれる実質的な財政負担の程度を示すものである。

令和7年度は△77.6%で、前年度と比較するとマイナス幅が1.4ポイント縮小した。

早期健全化基準の350.0%を大幅に下回っており、適正な水準の範囲内に

ある。

第5 意見

令和7年度の健全化判断比率は、4つの指標の数値についていずれも適正な水準の範囲内にあり、財政の健全性は十分確保されているものと認められ、特に是正改善を要すべき事項はない。

今後も引き続き、将来負担と行政需要の動向を慎重に見極めながら、堅実で持続可能な行財政運営に努められたい。

〈参考データ〉

豊島区健全化判断比率の推移（平成 27 年度～令和 7 年度）

① 実質赤字比率

（単位：％）

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
比 率	△4.37	△3.56	△3.81	△2.79	△4.45	△5.34	△3.39	△5.56	△3.30	△3.31	△3.80
増 減	△1.26	0.81	△0.25	1.02	△1.66	△0.89	1.95	△2.17	2.26	△0.01	△0.49

② 連結実質赤字比率

（単位：％）

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
比 率	△7.56	△6.95	△8.77	△4.54	△6.59	△8.97	△6.21	△8.54	△5.38	△6.13	△5.42
増 減	△1.72	0.61	△1.82	4.23	△2.05	△2.38	2.76	△2.33	3.16	△0.75	0.71

③ 実質公債費比率

（単位：％）

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
比 率	△2.3	△3.0	△2.8	△2.4	△1.8	△1.7	△1.5	△1.4	△1.4	△0.8	△0.2
増 減	△1.4	△0.7	0.2	0.4	0.6	0.1	0.2	0.1	0.0	0.6	0.6

④ 将来負担比率

（単位：％）

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
比 率	△85.4	△72.8	△75.1	△76.3	△45.7	△51.5	△71.8	△78.3	△76.6	△79.0	△77.6
増 減	△33.3	12.6	△2.3	△1.2	30.6	△5.8	△20.3	△6.5	1.7	△2.4	1.4

注）増減はマイナス（△）の数値が大きいほど、前年度に比べて改善していることを示す。

